

[仮訳]

2002年10月18日

プレスリリース

本日、証券監督者国際機構 (DSCO) 専門委員会は、証券市場における投資者の信認のために必要な3つの重要な分野について、証券規制当局を導くための諸原則を示すステートメント(声明)を発表した。

これら3つの重要な諸原則の発表に当たって、専門委員会のデビット・ノット議長は、投資家の信認が世界の金融市場の運営が成功するための基礎的条件である。この信認は、投資家が資本配分の意思決定を行う際に信頼できる財務情報を有するかどうかにかかっている。」と語った。

国際的レベルにおけるこれら重要な原則の承認は、エンロンの破綻や他の有名な事業破綻の失敗によって明らかにされた証券規制上の幾つかの問題に対する具体的な対応を成すものである。

情報は、新規公開・新規上場に関連するかどうかにかかわらず、定期的・継続的に、かつ、会計基準・規制・上場規則・法律によって規定されている様式・方法に従って、公正な表示の原則の下で経営者から提供される情報とともに、適時に開示されるべきである。専門委員会は、1998年9月にDSCOによって採択された国際開示基準を補完する、一組の情報開示原則を整備した。

独立した監査及び職業会計専門家の効果的な監督が、財務報告の信頼性・廉潔性にとって非常に重要である。

専門委員会は、監査人の独立性の規制は多くの国・地域において存在するが、それらの規制はアプローチ、範囲、用語法及び内容において異なっている場合があると認識している。そこで、専門委員会は、外部監査人の独立性と、事業体において外部監査人の独立性のモニター及び保護を担う企業統治 (コーポレート・ガバナンス) 組織が果たす役割に関する原則を策定した。また、専門委員会は、資本市場で売買されている公開会社の財務諸表を監査する監査法人及び監査人を監督するための一般原則のリストも整備した。監査人は、公益のために活動しかつ活動していると認められる独立した機関による監督に服するべきである。

(以上)

<本件に関する照会先>

金融庁 総務企画局国際課 渉外3係 (内線 3164)

- 「経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析（MD & A）に関する一般原則」（2003年2月）
【仮訳】(PDF) 【原文】(PDF)

- 「証券市場に対する投資家の信認に必要な3つの重要な分野に証券当局が取り組むことを導くための専門委員会による重要なステートメント」（2002年10月）
 - ・ 上場企業による継続開示及び重要事項の報告に関する原則
（証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会ステートメント）
【要約・仮訳】(PDF) 【原文】(PDF)
 - ・ 監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則
（証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会ステートメント）
【要約・仮訳】(PDF) 【原文】(PDF)
 - ・ 監査人の監督に関する原則
（証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会ステートメント）
【要約・仮訳】(PDF) 【原文】(PDF)

- 「非GAAPの利益測定に関する注意勧告」（2002年5月）
【仮訳】(PDF) 【原文】(PDF)